

中部運輸局自動車交通部

令和8年1月15日 14時00分発表

〈お問合せ先〉

中部運輸局 自動車交通部 自動車監査官

田中、中野 TEL 052-952-8038

中部運輸局 静岡運輸支局 輸送・監査担当

金森、吉住 TEL 054-261-1191

トラック事業者を車両使用停止処分

中部運輸局は、貨物自動車運送事業法違反を確認した下記事業者に対し、車両使用停止処分等を行いましたのでお知らせします。

記

1. 事業者の氏名又は名称、住所並びに営業所

事業者名：英丸通商 株式会社（代表者：岡 昌充）

住 所：静岡県三島市東本町1丁目2-3

営 業 所：本社営業所（静岡県三島市東本町1丁目2-3）

2. 行政処分等の概要

処 分 日：令和8年1月15日

処分内容：① 車両使用停止処分210日車

（14両を15日間の使用停止）

② 文書警告

3. 監査端緒

その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を勘案し、監査を行うことが必要と認められたため監査を実施。

4. 違反内容及び違反条項

（1）認可を受けないで、自動車車庫を国土交通省告示で定める距離を超えて設置していた。

（貨物自動車運送事業法第9条第1項）

(2) 事業計画どおりに業務に行っていなかった。

(貨物自動車運送事業法第8条第1項)

(3) 運転者の勤務時間及び乗務時間について、国土交通省告示で定める基準を遵守していなかった。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)

(4) 疾病、疲労等のおそれのある運行の業務をさせていた。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)

(5) 点呼を実施していなかった。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)

(6) アルコール検知器を有効な状態で保持していなかった。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第4項)

(7) 点呼の記録の記載事項等が不適切であった。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)

(8) 点呼の記録に事実と異なる記載をしていた。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)

(9) 運行指示書を作成していなかった。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)

(10) 運転者等台帳を作成していなかった。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)

(11) 運転者等台帳の記載事項等が不適切であった。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)

(12) 国土交通省告示で定める特定の運転者（高齢運転者）に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について、特別な指導が不適切であった。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)

(13) 特定の運転者（初任運転者・高齢運転者）に対する運転適性診断（初任診断・適齢診断）を実施していなかった。

（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項）

(14) 業務の適確な処理及び運行管理規程の遵守について、運行管理者に対する指導及び監督が不適切であった。

（貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条）

(15) 運行管理者の講習を受講させていなかった。

（貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項）

(16) 社会保険等に加入義務のある者が未加入であった。

（貨物自動車運送事業法第25条）

(17) 事業報告書及び事業実績報告書を提出していなかった。

（貨物自動車運送事業法第60条第1項）

5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

- ・当該行政処分により付された違反点数 21点
- ・当該事業者に付された累積違反点数 21点